北京女性会議から25年ジェンダー平等の機運づくり

1995年に中国・北京で行われた第4回世界女性会議から 25年の節目となる2020年。国連女性機関(UN Women)は 3月にニューヨークでの国連女性の地位委員会(CSW)から 始まり、1年間にわたる数々のイベントを予定していましたが、 COVID-19拡大防止のため、多くのイベントが来年に持ち越 しとなっています。

3月に2週間にわたり予定されていたCSWは、9日の政治宣言のみに縮小されました。政治宣言では、「25年経っても男女平等を完全に達成した国はない」と現状を指摘した上で、男女格差解消に向け各国の具体的な施策・行動を促しています。しかし、中絶を含むセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)や、性的少数者を

含む多様な家族像など、保守派が反対するものは織り込まれませんでした。

CSWに続き、本年5月、7月には、UN WOMENはメキシコ、フランス両政府の共催で「Generation Equality(平等を目指す全ての世代)」フォーラムが開催される予定でしたが、こちらも来年に延期となりました。

9月の国連総会では、23日から24日にかけて国連創立75 周年と北京女性会議25周年を記念するイベントが開催される予定です。イベントが次々と延期となる中で、いかにジェンダー平等を推し進めることができるか、それぞれの国での取り組みが注目されます。

国際家族 計画連盟 IPPF 便り vol.01

谷口百合 IPPF本部 チーフ資金調達アドバイザー (アジア)



今号から、ジョイセフが東京連絡事務所を務める国際家族計画連盟(IPPF)の「IPPF便り」と題したコラムをお届けします。今回はCOVID-19について。

国際家族計画連盟(IPPF)本部のある英国では、皇太子や首相が陽性となり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が貧富を問わず感染することを強く印象づけました。確かにウイルス感染は無差別でも、その影響はその人の社会的立場によって異なります。パンデミックは、従来の差別と不平等を生み出す構造を維持するばかりか強化し、特に女性と脆弱な人々に深刻な影響を与えていることが、IPPF加盟協会(MA)調査でも明らかになりました。例えばIPPFイラン(FHAI)では、家庭内暴力(DV)に関する女性の相談が激増しています。

45万人以上(6月22日現在)が亡くなり、世界的な不況が広がる今、多くの人々が健康と生活に強い不安を抱きながら生活しています。この危機に乗じて、SRHRを制限する動きも出ています。4月、ポーランド議会に性教育と安全で合法な中絶を制限する法案が提出されましたが、IPPFと現地のパートナーの尽力で、審議保留となりました。

感染防止策により、人々 の移動が制限され、従来の 活動継続が困難になる中、 日本を含む59カ国が賛同す る「COVID-19危機下におい てセクシュアル・リプロダク ティブ・ヘルス/ライツを擁護 しジェンダーに基づいた対 策の促進を求める共同声 明」※が5月6日に発表され、 IPPFも大いに勇気づけられ ました。各国のMA、パート ナー団体と協力し、IPPFは COVID-19による世界の医 療とSRHRの危機を、新たな 発想とグローバルな連帯で 乗り越えていきます。



COVID-19下で活動するレバノン加盟協会のスタッフたち - IPPFレバノン(SALAMA)提供

※声明の全文は、ジョイセフのウェブサイト(https://www.joicfp.or.jp/jpn/2020/05/12/46187/)でご覧いただけます。

女性.選択できる世界を.ジョイセス



公益財団法人ジョイセフ(会長 明石康)は、世界でセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを推進する日本生まれの国際協力NGOです。



発行:2020年6月 公益財団法人ジョイセフ 編集発行人:勝部まゆみ(ジョイセフ事務局長

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町1-10 保健会館新館 TEL: 03-3268-5875 FAX: 03-3235-9776 F-mail: info@inicfn.or.in http://www.inicfn.or.in



刑法を再改正し、 性犯罪被害者が尊重される 社会の実現を

寄稿

千葉大学大学院専門法務研究科教授 後藤弘子

2017年の法改正は不十分だったことが明らかに

2017年7月に刑法の性犯罪規定が大きく改正されてから、 3年が経過しようとしている。

この時の改正は、強姦罪の被害者が女性に限定されなくなり、 それに伴って「強制性交等罪」と罪名が変更されたのに加えて、 18歳未満の子どもに対しては、「現に監護する者であることによる 影響力があることに乗じて」性的行為を行った場合の規定が盛り 込まれた。

けれども、残された課題も少なくない。性犯罪被害者が削除を望んできた「『暴行又は脅迫』もしくは『抗拒不能』が認定されない限り、たとえ性交等に不同意であることが明らかであっても犯罪が成立しない」という規定や、性交同意に同意できる年齢を13歳未満とする規定は、今も残されたままである。いずれの規定も、女性に参政権がなかった1907年(明治40年)に作られた規定であり、1946年公布の日本国憲法がもたらした個人の尊重や男女平等という法規範の抜本的変更の影響を受けないまま生き延びてきた。2017年改正法の附則9条で、施行後3年を目途として、必要があれば「所要の措置を講ずるもの」とされたのも、この時の改正が不十分だという合意があったからに他ならない。

刑法改正の際には、改正されたことそのものが広く報道され、 歓迎されたが、改正がなされてもなお、性犯罪被害者にとっての 正義が実現しないことを、私たちは2つのケースを通じて思い知 ることになる。いずれのケースも、事件が起こったのは刑法改正 の前であり、改正の影響を直接受けるわけではない。しかし、改 正がもたらす変化への期待を裏切るには十分なものだった。

一つ目は、伊藤詩織さんに関する、2015年に起きた準強姦罪 (現行法の準強制性交等罪に相当)事件である。伊藤さんは 2017年に記者会見を開き、手記を出版することで、性犯罪被害 者が被害者として認められない苦悩を公に発信してきた。刑事事 件としては起訴猶予・検察審査会での不起訴相当となり、刑事 裁判は行われなかったが、2019年12月に民事裁判で意に反し た性行為はあったと認定され、伊藤さんが求める損害賠償が全 面的に認められた。彼女が性犯罪の被害者であると公的に認め られるには、告発から2年を経て民事裁判で勝訴するまで待たな ければならなかった。しかも、被告側の控訴により、彼女はなおも 法廷で闘い続けることを強いられている。

アメリカで始まった#MeTooでは、性犯罪被害者が、「私は(著名な映画プロデューサーの)ハーベイ・ワインスタインの被害者であ

る」と言ったことで、 ニューヨーク・タイム ズ紙の調査報道が 始まった。報道の中 で、被害者は被害者 として扱われた。それ は加害者が事件を 否定しても変わらな かった。

性犯罪被害者が 上げた声に耳を傾 ける環境は、法改正 だけで自動的に整う わけではない。どうす れば被害者が被害 者として尊重される 社会になるかを考え ていく必要がある。



伊藤詩織さんはフラワーデモに参加し、自らの 経験を語った(写真提供:一般社団法人Voice Up Japan)

RH+は、IPPF(国際家族計画連盟)の助成を受けて発行しています。

2019年3月の性犯罪に関する主な無罪判決

判決日時		判决要旨
2019年 3月 12日 福岡地裁 久留米支部	飲食店での飲酒酩酊している 女性に対する 準強姦罪	被告人は飲食店で酩酊状態の女性に対し、性行為を強要したことは認定された。被害者 は抗拒不能であったと認められたが、「やめて」と訴えたことで外部からは意識があるように 見えた、被害者は明確な拒否をしていない、などの理由で被告人の故意を認めなかった。
2019年 3月 19日 静岡地裁 浜松支部	屋外で声をかけた 女性に対する 強制性交等致傷罪	被告人の暴行と口腔性交の事実は認定された。一方、暴行は被害者の反抗を著しく困難 にする程度ではあったが、暴行の程度が強いものとまでは認められず、被害者に 口腔性交 の拒否が難しかっ た精神的な理由を被告人は認識していなかったなどとして、被告人の故 意を認めなかった。
2019年 3月 26日 名古屋地裁 岡崎支部	当時19歳の女性に対する 準強制性交罪 被告人は被害者の実父	被害者が5年以上にわたり、実父である被告人から意に反する性行為を行われていたことは認定した。しかし、被告人が周囲に被害を相談していたことや、一人暮らしを検討していたことなどから被告人と被害者の間に強い支配関係があったとは言えず、抗拒不能ではなかったとした。
2019年 3月 28日 静岡地裁	当時12歳の女性に対する 準強制性交罪 被告人は被害者の実父	当時12歳の被害者が、実父である被告人と性行為を持ったと訴えたことに対して、自宅の 間取りから他の家族が被害事実に気づかなかったのは不自然である、被害者に性的知 識がなかったとは言い切れないなどの理由で、性行為を裏付ける証拠がなく無罪とした。

フラワーデモ公式サイトを元にジョイセフ作成

被害者が被害者として認められる社会を

二つ目は、2019年3月に相次いだ強制性交等罪に関する 無罪判決である。中でも、19歳の女性が父親から性虐待を受 けていた事件では、名古屋地裁岡崎支部の裁判官は父親によ る性行為に娘の同意がなかったことは認定したが、被害者は 「心理的抗拒不能」の状態に至っていなかった、つまり「その気 になれば拒否できたはずだ」として、父親を無罪とした。この事 件の被害者は、14歳の頃から父親に性虐待を受けており、やっ との思いで積年の被害を打ち明け、思い出したくないことを警 察官や検察官に話し、法廷でも証人として発言した。にもかか わらず、裁判所は「あなたは犯罪の被害者とは言えません」と 宣告したのだ。

この判決が報道されると、2017年の改正では性犯罪被害者を守るには不十分だと気づいた女性たちが、性犯罪被害者に寄りそう意思を示すフラワーデモや、再度の法改正に向けたオンライン署名運動を始めた。フラワーデモでは、多くの性犯罪被害者たちが自分の被害経験を語り、それを見守る人たちもまた自分の被害体験を思い返すことで共感の輪が広がっており、COVID-19の拡大を受けた緊急事態宣言の中でもオンラインで続けられている。

法務省は、改正法附則9条に基づいて省内に設置した「性犯罪に関する施策検討に向けた実態報告調査ワーキンググループ」の取りまとめ報告書を2020年3月に公表した上で、6月に「性犯罪に関する刑事法検討会」を設置し、刑法の性犯罪規定の再改正に向けた議論が始まった。今回の検討会は、自身も性犯罪被害者で性犯罪被害者支援を行っている当事者がメンバーとして参加しているほか、実務家は全員女性という画期的な構成となっている。

刑法のような国の基本的法律については、法制審議会での審議が不可欠なため、今回の検討会がどのような結論を出したとしても、そのまま法律に反映されるとは限らない。現に、前回の改正の際に「性犯罪の罰則に関する検討会」が取りまとめた報告書(2015)のうち、法制審議会で議論されたのはごく一部にとどまった。

今回は、性犯罪の要件から「暴行又は脅迫」(177条)や「抗拒不能」(178条)を削除するなどして性的自己決定権を保障する条文に生まれ変わることや、性交同意年齢を「13歳未満」から引き上げること、18歳未満の場合は監護者以外の監督的立場にある大人による性犯罪にも「監護者性交等罪」(179条)を拡大すること、子どもが被害者の時はすぐに法的対応ができない場合もあることを踏まえた刑事上の公訴時効や民事上の時効の停止など、前回の改正において見送られた内容が再度検討される予定だ。

刑法の性犯罪規定が被害者の性的自己決定権を保障する 形で改正されたとしても、それで全てが解決するわけではない。 大切なのは、教育などを通して「性的行為には相手の真の同意 が必要だ」と啓発し、性犯罪を予防することだ。同時に、勇気を もって声を上げた被害者を受け止め、彼らが生き延びるための 支援を続けることも欠かせない。性犯罪被害を減らし、被害者 を支えるために、私たち一人ひとりにできることを積み重ねてい く必要がある。 (了)



性犯罪規定についての社会の関心は高まっている。スウェーデン大使館で開かれた同国の性犯罪規定の改正についての講演には、多くの聴講者が集まった(ジョイセフ撮影)

2020年3月18日、ニュージーランド議会は人工妊娠中絶を刑法から除外し、法律上は健康問題として扱うことを採択しました。同国政府が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大を防止するため、1カ月のロックダウン(都市封鎖)を宣言したのは、その5日後です。

COVID-19の影響が広がる中、中絶を含むセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス (SRH) サービスのアクセス向上の重要性は、感染拡大の早期から明白になっています。

由

間

史

法

改

ニュージーランド政府は即座にSRHケアを必須の保健医療サービスと認定し、ニュージーランド家族計画協会(FPNZ)などの組織がロックダウン中でもサービスが提供できるように支援しています。FPNZはロックダウンに対応するために、サービスの提供方法を変えました。1カ所のクリニックで中絶に関しては対面のサービスを継続していますが、多くのSRHサービスは電話診療などオンラインでの提供としています。

法改正前のニュージーランドでは、刑法で定められた条件が満たされていることを 2名の医師が証明しなければ人工妊娠中絶を受けられず、年間 1万3000件あった中絶件数の大部分(97%)は、メンタルへルスを理由に実施されていました。つまり中絶は、女性もしくは妊娠した人の精神上の健康を守るためという名目で認められていたのです。さらに、人工妊娠中絶を提供できるのは、特別に認可された施設だけでした。この制度の下、中絶を受けたい人が自分の意思だけで中絶を決定できず、中絶を受けるまでにも非常に時間がかかり、不平等で限定的な形でしか中絶を受けられない、という状態が全国で続いていたのです。

人工妊娠中絶に関する法律を改正するまでのプロセスは長く、議論を要するものでした。法改正を支持する人々の訴えは何十年も続いていましたが、歴代の政府は優先事項としてきませんでした。たとえ障害が多く、時間を要し、人間の尊厳を傷つけ、当事者の自主性を無視した制度だったとしても、少なくとも女性たちが中絶を受けることは認められていたからです。

法改正は、ジャシンダ・アーダーン首相が率いる 現在の連立政府になって、ようやく優先事項となり ました。2018年、政府は独立機関である法律委員 会に当時のニュージーランドの中絶法の評価と、中 絶を法的に健康問題として扱うための助言を求めま した。同年後半、法律委員会は想定される3つのモ デル案を含んだ報告書を公表。検討開始から1年近 くを経た2019年、政府は報告書にあったモデル案の 1つを基にした中絶合法化法案を提出しました。この 法案は、オーストラリアで最近採択されたのと概ね 同じものです。

この法案を議員ではなく、政府が提出したことも 大きなポイントです。政府が提出する法案はすでに 提出段階で政策課題の一部になっており、議員立 法で可決した法案に比べ、法律の施行に伴う施策 が実行されやすいからです。

歴史的な法改正により、 COVID-19下でも SRHサービスを実現



世

論

0

支

持

で

法

0

W

を

実

玥

ニュージーランド 家族計画協会(FPNZ)

最高執行責任者 ジャッキー・エドモンド

議会で法案の審議が行われている間、議会の外での議論は他国と比較すると落ち着いたものでした。中絶に反対する宗教団体を中心とする少数の反対派が大きな声を上げ、強行に反対していましたが、幾度か実施された世論調査では大多数が中絶の権利と法改正を支持しました。FPNZは、助産師会や保健分野の団体のほか、メンタルヘルス財団やWomen's Refugeをはじめ社会福祉団体など30余りの組織と連携し、法改正を支持する要請書を取りまとめました。

各政党の立場はさまざまでしたが、国会議員は所属する党の見解にとらわれず、それぞれの個人的な信条に基づいて立場を表明しました。他の国に比べ、ニュージーランドでは個々の議員が多様な価値観を表明することが許されています。

法改正を支持するグループは、法改正の議論の中で、女性の権利と生殖に関する自己決定権の改善も視野に入れていましたが、最終的には 1) 質の良い、利用者に寄り添った保健医療へのアクセスを確保すべき、2) 現行制度は時代遅れで不適切であり、ベストプラクティスではない、という世論が割れにくい 2点を主なメッセージとして打ち出しました。

今後は政府からの支援と資金を得て、ニュージーランド全土で人工妊娠中絶サービスの拡充が実現していくことでしょう。特に、COVID-19の感染拡大が問題となる今、新法はこれまでにない大きな変化をもたらしています。新法の下では、中絶を望んだ場合、中絶ケアを提供する場所を直接訪ね、処方された中絶薬を家で服用するだけでなく、一部の中絶サービスは電話診療でも提供されるようになりました。改正前の法律ではこのような方法は不可能でした。SRHRの実現が最も必要とされているこの時期に、ニュージーランドは現代的な新中絶法によって、再びSRHRの世界的リーダーを名乗れる国になったのです。

*FPNZ はIPPFの加盟協会です。